

日時・場所	平成30年10月15日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長(代理:野崎都市建設部次長)、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- 秋の行事もそれぞれ市民参画で賑わった。市内で開かれたバレーボールの小学生大会の激励に行った際に、野洲は中主チームしか参加がなくなっていたので事情を聞いたところ、以前は三上、祇王もあったが指導者がいなくなったため、中主に集約したとのことであった。能力や意欲のある方がボランティアでしようと思っても講習や資格等、指導者の要件が厳しくなっているそうである。安全を考えると資格や免許、講習が前提となってくるが、一方で参入を狭める結果となる。これはスポーツの指導者に限らず全般に言えることであり、制度を作っている国やいわゆる上位団体にはこういう事情は見えていない。正に自治で物事を考えていく必要があり、視野を広げておいてほしい。
- ロードマップのヒアリングで意見交換を行った方向で、事業に取り組んでほしい。都市計画税は以前議論し導入を見送ったが、現在、都市計画区域区分を見直し、市街化区域の拡大や調整区域の地区計画で実質市街化している区域を取り入れ、市街化区域を増やそうとしている。今後都市施設の整備に多額の費用がかかるが、既に本来なら雨水幹線等都市計画税でやるべき事業を野洲市は都市計画税無しに行っている。C地区の民間開発が進んでおらず、地区内の雨水幹線整備も市で行わなければならないことも予想される。また、他にも都市公園、道路の舗装等の要望も多く、他の市並みの事業を都市計画税を取らずにやっつけていけるのか。また、子どもの医療費の無償化について周辺市が導入の方向で進んでいるが、他市は都市計画財源を確保しながら事業をしている。野洲市は財源なしに同じ事業をできるのか。また、消費税が上がるので様々な事業費は膨らみ、法人市民税は制度が変わり下がることが予想される。これらの状況があり、また、ヒアリングで現状と今後の事業を聞いていると、いきなり都市計画税を導入するというわけではないが、各分野に渡る事業をしようと思うと健全化のためには都市計画税を検討せざるを得ない。前回見送った一番の要因である不公平感も、都市計画の区域区分の見直しにより、市街化区域と調整区域の性格の違いが明確になる。市民に現状をきちんと説明し、問いかける作業を始めてもらいたい。

2. 報告事項

① 固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例適用について

[所管:総務部]

平成26年に総務省より、他県で住宅用地に対する課税標準額の特例の適用漏れがあったこと等から、課税事務の検証を行うよう通知があったことに伴い、本市において調査を行った結果、住宅用地特例が未適用となっていたケースが4件確認できた。本市においては従来から新築家屋評価の訪問時に、制度の説明と適用申請書の提出を勧奨しているが、今回確認した適用漏れは、相当年数が経過しており、当時の経緯が確認できないことから、職権により特例を適用し、地方税法に基づき平成26年度までの5年間を遡及して課税更正し、減額分の固定資産税を納税者に還付することとする。

今後については、再度納税者への注意喚起を図るため、広報で課税内容の再確認についての周知を行う予定である。また、「住宅用地特例が適用済みであるが、非該当となる可能性のある土地」についても、確認ができたものから順次、課税修正を行う予定である。

→特例の適用は面積要件があるのか。

→200㎡以下は課税標準額の1/6、200㎡を超えると課税標準額の1/3の額とする特例措置である。

② 野洲市老人憩の家の今後について

[所管:健康福祉部]

野洲市老人憩の家は、旧中主町が各地元区からの要望を受け、県の補助を受けて整備した施設であり、現在地元自治会を指定管理者として、無償で管理運営を委ねている。2019年度末の指定管理期間の終了を見据え、公の施設としての位置づけを廃止するとともに、所有権移転の手続きを経て、名実ともに地元自治会の所有物とすることを基本方針とすることとしたので報告する。

地元自治会への説明を11月以降開始し、早期に事前合意の形成を目指す。

③ 童子川第4排水区雨水幹線整備事業の進捗状況について

[所管:都市建設部]

駅前北口周辺の新市街化区域(市三宅・行畑・野洲地区)の雨水に係る排水対策及び、駅前南口周辺の浸水被害に係る軽減対策として実施している、童子川第4排水区の雨水幹線事業の進捗状況等につ

いて報告する。

五之里地先～市三宅地先を第1期工事として平成23年度～平成27年度に実施し、現在第2期工事である市三宅地先～C地区内の工事に着手している。C地区については、現在民間開発事業が進められており、この開発事業の中で整備する予定となっているが、事業が膠着状態であることから、平成30年10月22日までに開発事業者から必要書類の提出がない場合は開発関連書類を返却する旨を事業者に通知している。民間開発事業が進まなくなった場合は、直ちに市の整備計画に基づき同区域内の雨水管渠の基本設計業務に取り組む。

→進捗状況の中に整備率等これまでの成果も入れること。

④ 全員協議会への提出事項について

[所管:総務部]

報告事項9件、会議結果報告事項1件、連絡事項4件を全員協議会に提出する。まだ庁議に諮っていない案件は来週の部長会議に付すこと。

⑤ 平成31年度野洲市予算編成方針について

[所管:政策調整部]

中長期的な行財政運営を見通した中で、堅実性を維持しつつ、弾力性のある予算編成を行うため、平成31年度予算編成方針を作成したので報告する。第1次野洲市総合計画改訂版はもとより、現在策定中の野洲市経営改善方針の趣旨に基づき、市民のため、まちのために必要な事業への改善や再構築(スクラップアンドビルド)を実行する提案が反映された予算を編成するものとする。10月18日に予算編成説明会を行う。

3. 協議事項

① 野洲市債権管理条例の一部を改正する条例について

[所管:総務部]

積極的な債権の整理を進めていくために、野洲市債権管理条例において、二点改正を行う。一点目は、時効到来により消滅する非強制徴収公債権においても、現時点で今後においても徴収が難しいと判断した場合、今後のコストを鑑み、債権放棄できるよう改める。二点目は、徴収停止と判断した債権について、今後も徴収停止を撤回する事由が発生しないことがあきらかである場合に、一定期間経過後、非強制徴収公債権、私債権問わず、債権を放棄できるように改める。

この改正により、非強制徴収公債権、私債権を、徴収へ向けた財産調査や納付相談を行うなかで徴収するのか、債権放棄するのか早期に判断する。

② 野洲市コミュニティバス運行管理室及び乗務員控室の市役所内設置について

[所管:市民部]

平成31年4月1日から野洲市コミュニティバスの路線等の再編・増強に伴い、野洲市コミュニティバスの起点が野洲市役所であることから、運行管理室及び乗務員控室を暫定的に市役所に設置する。

場所は野洲市役所別館1階会議室とし、期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日とする。平成32年4月に予定されている野洲市余熱利用施設の開設に伴う路線及びダイヤの改正に合わせ、野洲市コミュニティバスの運行管理室及び乗務員控室を別の場所に移設する予定である。

→別館1階の会議室は稼働率が高く、会議の開催場所に困る。例えば野洲駅北口の地域安全センターの2階等他の場所はないのか。

→運営管理上、バスの起点近くに設置が必要である。

③ 新野洲市発達支援センターの移転整備について

[所管:健康福祉部]

現人権センターが2021年度(平成33年度)から市民交流センターへ移転する計画であることに伴い、新野洲市発達支援センターの人権センター(旧児童館を除く。)への移転整備を進めることとしたので報告する。2022年(平成34年)4月の開所を目指して整備を進め、旧発達支援センターは2022年度(平成34年度)に解体し、翌年に用地処分を行う。

→タイトルの「新」は不要ではないか。

→タイトルの「新」を削除する。

④ 野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について

[所管:環境経済部]

湖南広域行政組合が、平成31年4月1日にし尿及び浄化槽汚泥の事務の一部である「し尿および浄化槽汚泥の収集に関すること」を権能返還することに伴い、湖南広域行政組合で規定されていた一般廃棄物(浄化槽汚泥)及び浄化槽汚泥清掃業許可申請等の規定を野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例及び野洲市手数料条例に加える改正を行う。

これにより、し尿および浄化槽汚泥の収集を野洲市を含めた各市で行い、それに伴う浄化槽清掃業許可申請及び許可証再交付申請も各市で取り扱うこととなる。

4. その他伝達事項

- ・ 10/9日朝に市内の中学生が1名逮捕されたので報告する。（教育委員会）
→文書で経過をまとめるように。

5. 次回部長会議の予定

10月22日（月） 8時45分～ 庁議室